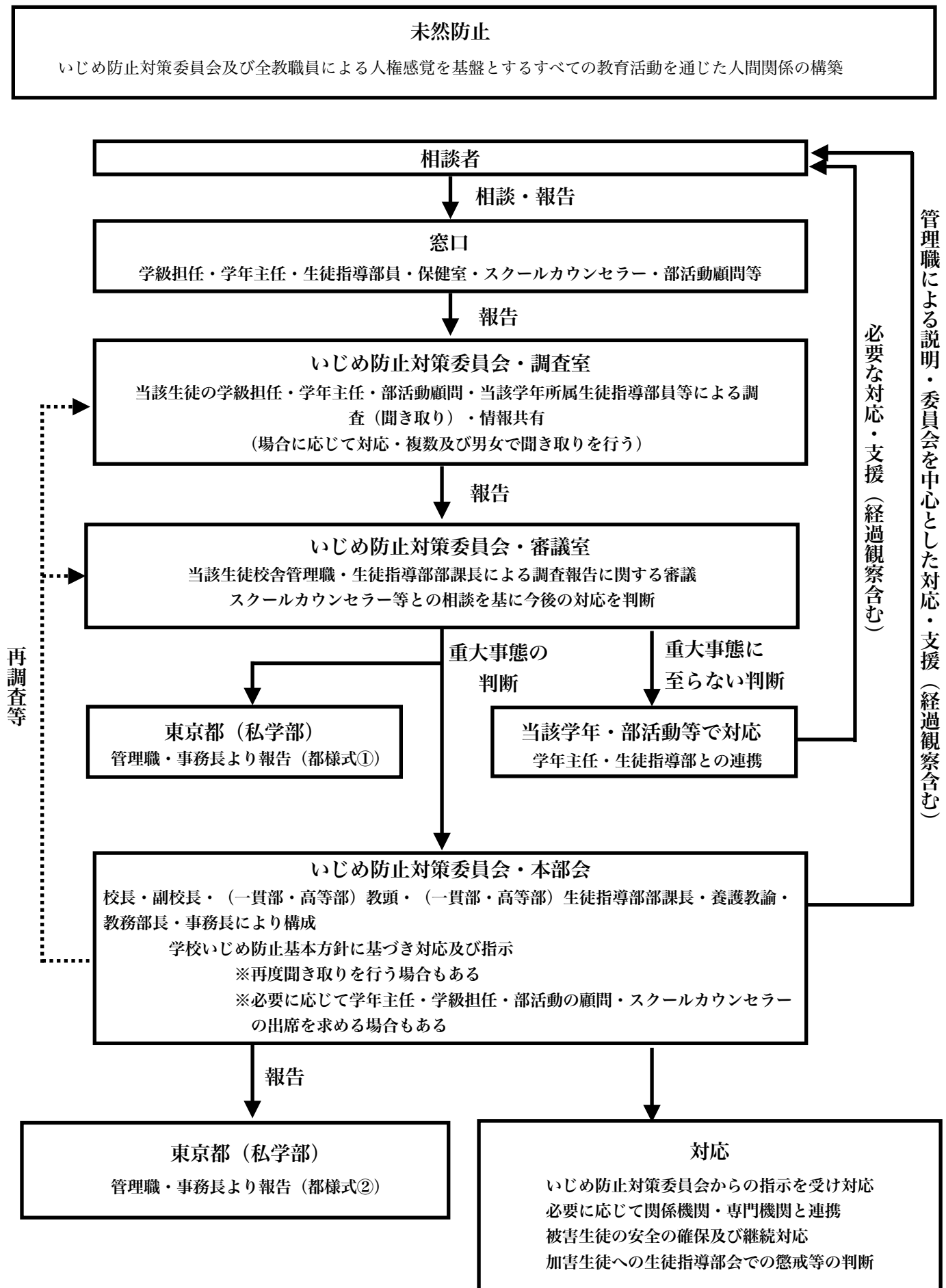


【別紙】いじめへの対処 フローチャート



※軽易な程度の事案については、委員が注意、支援等を行うことにより解決できる場合もある。

重大事故の定義

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
(治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

重大事故が発生した場合の対応フロー

①事故発生直後

速やかに私学部へ報告

- ・第1報は原則事故発生当日、遅くとも事故発生翌日に報告(様式1参照)

②基本調査の実施

原則3日以内に関係者へ聞き取り

- ・重大事故に該当すると判断した場合、速やかに基本調査に着手し、関係する教職員及び必要に応じて居合わせた児童生徒への聞き取りを実施

原則1週間以内に私学部へ基本調査の結果報告(様式1参照)

報告時点で整理しきれない事項がある場合は、後日追加で提出

基本調査の報告の際は、再発防止策も併せて報告(時間要する場合は後日報告)

詳細調査への移行の判断は、学校の設置者

③詳細調査への移行判断

当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合

(事前の安全管理体制が十分でない点が認められるなど)

事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合

基本調査により事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合

被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

※詳細調査への移行の有無及び移行しない場合の理由は、歯学部へ基本調査を報告する際、理事長名又は校長名で押印いただいた様式を郵送にて報告

④詳細調査の実施

詳細調査委員会の設置

- ・委員会の構成は学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者とし、調査の公平性・中立性を確保してください。

私学部への報告

- ・報告書作成の上、提出(【都様式】詳細調査報告書の記載フォーム参照)

⑤関係者への支援

被害生徒等の保護者へは状況に応じ、医療、福祉等の専門機関を紹介したり、支援チームを組織する等、家族へのサポートを行う

事件・事故発生時におけるストレス症状のある生徒等への対応は、平常時と同様、異変にいち早く気づき、組織的に支援を行う

いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

重大事態の取扱いについての徹底事項

- ・ 重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと
- ・ 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること

重大事態として扱われたものの事例

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
軽傷で済んだものの、自殺を企図した
- ・ 心身に重大な被害を負った場合
カッターで刺されそうになったが咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった
嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

